



# 河北町地域安全推進基本計画

～安全で安心なまちづくりを目指して～

中間見直し（案）

（平成29年度～令和8年度）

河 北 町

平成29年3月策定

令和4年○月中間見直し

## 目 次

計画策定の趣旨	1
計画の基本理念	1
計画の位置づけ	1
これまでの目標達成の状況	2
現計画の検証と課題	3
計画の期間	3
計画における目標	4
第1章 防犯施策の推進	5
第1節 現状と課題	5
第2節 町の取組み	6
1 自分の安全を自分で守るための意識の向上及び知識の普及推進	6
2 自分たちの地域は自分たちで守る地域づくりの推進	7
3 環境づくりの推進	7
4 学校等における防犯対策の推進	8
5 子どもの健全育成と指導の推進	8
第3節 町民の取組み	9
第4節 事業者の取組み	9
第2章 交通安全施策の推進	10
第1節 現状と課題	10
第2節 町の取組み	10
1 交通安全思想の普及徹底	10
2 安全運転の確保	13
3 道路交通環境の整備	13
第3節 町民の取組み	14
第4節 事業者の取組み	14
第3章 計画を推進するにあたって	15
第4章 計画の推進・評価	16
河北町地域安全条例	17
河北町地域安全連絡協議会設置規則	19
河北町地域安全推進基本計画策定会議設置要綱	20

## 計画策定の趣旨

安全で安心なまちづくりを総合的に推進していくことを目的に、平成18年4月1日に「河北町地域安全条例」が施行され、町民、事業者、警察、関係機関・団体及び町が連携し、一体となった活動を進めてきました。その結果、刑法犯認知件数、交通事故件数とも減少しており、着実に成果が挙がっています。

一方、社会情勢の変化に伴い、DV<sup>\*</sup>、ストーカー行為、少年犯罪や高齢者などを狙った特殊詐欺など、新たな犯罪に対処する取組みを進めていく必要性があります。特に、町民の身近なところで、子どもへの不審な声掛け事案等が発生しており、価値観の多様化等による地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足など、互いに見守り支え合う安全で安心なコミュニティ形成を進めるうえで、困難な課題が表面化しています。

そのため、直面している状況や課題を踏まえ、河北町地域安全推進基本計画（平成29年度～令和8年度）の中間見直しをするものです。

### ※ DV

英語の「domestic violence」（ドメスティック・バイオレンス）を略して表記したもの。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

## 計画の基本理念

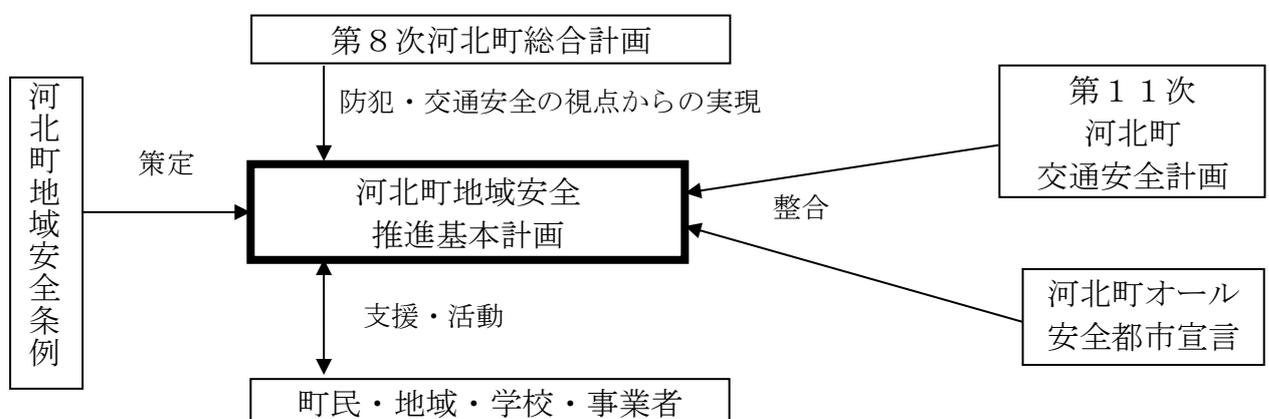
安全で安心なまちづくりに向けて、町民、事業者、警察、関係機関・団体及び町が連携し、次の事項を基本理念として推進します。

- 1 「自分の安全は、自分で守る」意識づくり
- 2 「自分たちの地域は、自分たちで守る」地域づくり
- 3 「犯罪、交通事故にあわない、起こさない」ための環境づくり

## 計画の位置づけ

河北町地域安全条例（抜粋）  
（基本計画の策定）

第7条 町長は、安全なまちづくり等に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。



## これまでの目標達成の状況

### 1 平成19年度から平成28年度までの状況

これまでの計画は、平成19年度から平成28年度までを計画期間として、平成23年までに刑法犯認知件数90件/年、交通事故件数125件/年、計画最終年の平成28年までに刑法犯認知件数55件/年、交通事故件数89件/年を目標としていました。

この目標に対する成果として、刑法犯認知件数については、平成20年から平成25年までと平成28年に目標を達成しました。また、交通事故件数については、平成19年から平成23年までと平成28年に目標を達成しました。

### 2 平成29年度から令和8年度までの状況

現在の計画は、平成29年度から令和8年度までを計画期間として、各年の目標件数については、刑法犯認知件数が人口1,000人あたり年間2.40件、交通事故件数が人口1,000人あたり年間3.92件を目標としています。

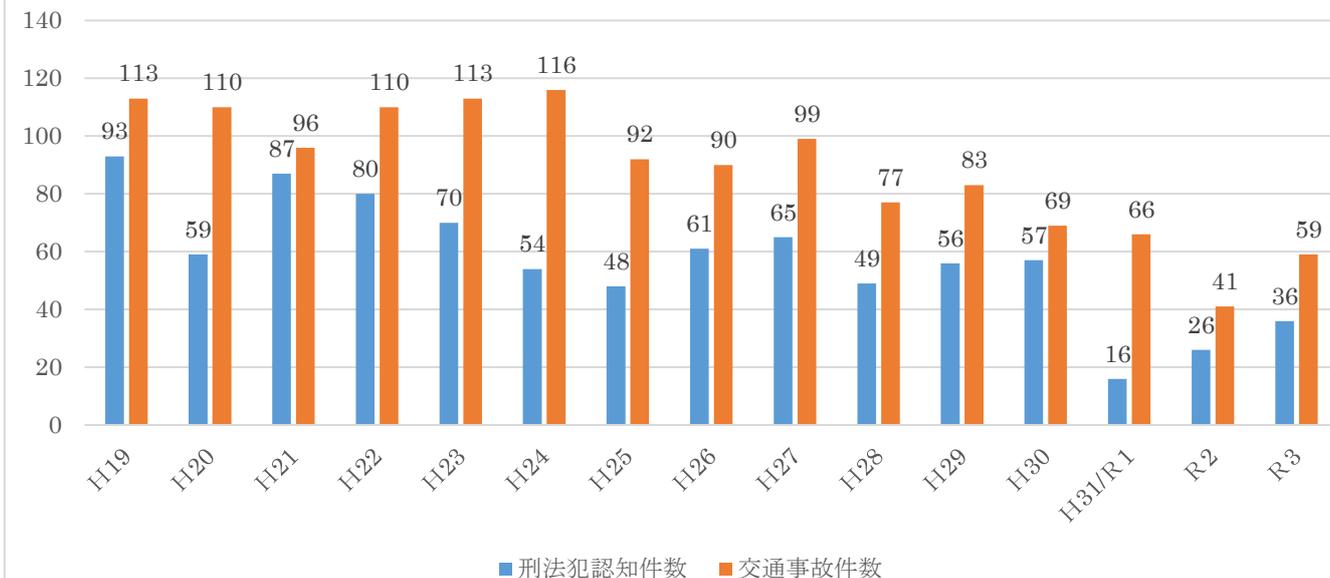
### 河北町における刑法犯認知件数及び交通事故件数の推移

年	件数等	刑法犯認知 件数 (件)	交通事故 件数 (件)	人口1,000人あたり		人口 (人) ※
				刑法犯認知 件数 (件)	交通事故 件数 (件)	
平成19年		93	113	4.47	5.43	20,807
平成20年		59	110	2.86	5.34	20,595
平成21年		87	96	4.27	4.71	20,368
平成22年		80	110	3.97	5.46	20,129
平成23年		70	113	3.50	5.65	19,995
平成24年		54	116	2.72	5.83	19,885
平成25年		48	92	2.43	4.66	19,722
平成26年		61	90	3.11	4.59	19,618
平成27年		65	99	3.35	5.10	19,419
平成28年		49	77	2.55	4.00	19,251
平成29年		56	83	2.95	4.37	18,975
平成30年		57	69	3.06	3.70	18,651
平成31年/令和元年		16	66	0.87	3.59	18,377
令和2年		26	41	1.44	2.28	17,988
令和3年		36	59	2.04	3.35	17,636

※ 各年の人口は12月31日現在

※ 刑法犯認知件数：警察において発生を認知した事件の数（警察統計1月～12月）

刑法犯認知件数及び交通事故発生件数 (単位：件)



## 現計画の検証と課題

### (1) 検証

ここ5年間の状況は、人口1,000人あたりの件数では、刑法犯認知件数は平成30年の3.06件が最も多く、平成31年・令和元年の0.87件が最も少なくなっていて、平成31年から令和3年までは目標を達成しています。また、交通事故件数は、平成29年の4.37件が最も多く、令和2年の2.28件が最も少なく、平成30年から令和3年までは目標を達成しています。

### (2) 課題

刑法犯認知件数や交通事故件数の目標数値を概ね達成していますが、減少傾向を維持できるよう、防犯パトロールなどの防犯活動の推進や高齢運転者に対する教育など、今後とも継続的な交通安全活動が重要と考えられます。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間ですが、令和4年度から令和8年度までの後期計画として見直しするものです。

なお、今後の犯罪及び交通事故などの状況、町民の意識の変化などにより点検を行いより効果的かつ効率的な展開に努めます。

## 計画における目標

前期計画（平成29年度から令和3年度）の各年の目標件数

刑法犯認知件数：人口1,000人あたり年間2.40件

交通事故件数：人口1,000人あたり年間3.92件

後期計画（令和4年度から令和8年度）の各年の目標件数

刑法犯認知件数：人口1,000人あたり年間2.07件<sup>※1</sup>

交通事故件数：人口1,000人あたり年間2.84件<sup>※2</sup>

・各年1月から12月までの件数とする

※1 平成29年から令和3年までの人口1,000人あたりの刑法犯認知件数の平均

※2 第11次河北町交通安全計画の目標「年間交通事故発生件数 50件以下」を人口1,000人あたりに換算し算出

## 第1章 防犯施策の推進

## 第1節 現状と課題

本町の令和3年刑法犯認知件数は36件で前年より10件増加（約39%増）していますが、犯罪割合では窃盗犯が大半を占める傾向にあり、全国的に問題となっている特殊詐欺を含む知能犯の被害件数は減少傾向にあります。また、本町における子どもを対象とした犯罪・声かけ事案等は、年々減少傾向にありますが、依然としてなくなりません。

このような状況の下、安全で安心なまちづくりを推進するためには、町民、事業者、警察、関係機関・団体及び町が連携し、様々な施策を展開することが重要であり、地域住民の相互信頼をもとにした自主的な結びつきの強化を図ることが課題です。さらに、安全で安心なまちづくりを進めていく中で、防犯の視点にたった環境づくりも重要です。

河北町内刑法犯の罪種\*別認知状況

(単位：件)

年	罪種	凶悪・粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
平成19年		2	65	3	0	23	93
平成20年		5	41	6	0	7	59
平成21年		9	58	8	2	10	87
平成22年		14	46	8	0	12	80
平成23年		7	44	4	3	12	70
平成24年		3	47	2	0	2	54
平成25年		8	27	0	1	12	48
平成26年		4	45	2	0	10	61
平成27年		9	48	3	1	4	65
平成28年		13	30	1	0	5	49
平成29年		11	43	1	0	1	56
平成30年		6	45	1	1	4	57
平成31年/令和元年		3	10	1	0	2	16
令和2年		3	14	0	1	8	26
令和3年		5	26	0	1	4	36

※ 罪種

(警察統計1月～12月)

- ・ 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交等
- ・ 粗暴犯：凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- ・ 窃盗犯：侵入窃盗、乗り物盗、非侵入窃盗
- ・ 知能犯：詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任
- ・ 風俗犯：賭博、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等
- ・ その他：占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、略取誘拐・人身売買、盗品等、器物損壊等、その他

河北町における子ども<sup>※</sup>を対象とした犯罪・声かけ事案等の件数

	H29	H30	H31/R1	R 2	R 3
件数 (件)	0	3	11	6	2

※ 子ども…18歳未満の男女(ただし、高校生は18歳も含む) (警察署からの聴き取り)

## 第2節 町の取組み

防犯対策をより効果的に推進するため、以下の5つの柱を中心とした施策を展開していきます。

### 1 自分の安全を自分で守るための意識の向上及び知識の普及推進

犯罪を未然に防止することは、町民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、町民等への知識の普及及び啓発活動を推進するため、次の施策を実施します。

- (1) 防犯の意識向上に向けた講習会の開催を推進するとともに、講習会への積極的な参加を促します。また、地区で開催される会議等の際に講師等の派遣に努めます。
- (2) 広報紙等やSNSを有効に活用し、防犯に関する知識の普及や犯罪情報の提供に努めます。
- (3) 多くの町民が参加するイベント等の機会を活用し、防犯意識の向上に努めます。
- (4) 商品やサービスの契約などについての苦情や相談があった場合には、県消費生活センター、警察、弁護士及び町と連携し、適切な助言・指導等に努めます。
- (5) 各地区防犯協会と連携し、防犯活動(防犯パトロールなど)を推進するうえで、特に通学路等の安全確保に関する意識の向上に努めます。
- (6) 巧妙化する特殊詐欺<sup>※2</sup>を防止するため、広報活動や情報提供に努めます。
- (7) DV やストーカー行為による被害を防止するため、相談や情報があった場合には、警察等と連携し、適切な助言や住民基本台帳閲覧制度の制限などを行います。
- (8) プライバシー保護に配慮しながら、防犯カメラの適正な設置を検討します。

#### ※1 SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

#### ※2 特殊詐欺

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む。)の総称であり、その代表的なものが振り込め詐欺です。

## 2 自分たちの地域は自分たちで守る地域づくりの推進

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するためには、町民や関係機関・団体が一体となって地域の安全のために活動していくなど地域単位での自主的な活動が重要です。

- (1) 自分たちの地域の安全は自分たちで守るという観点から、町民が主体的に地域の点検、把握に努め、地域安全マップなどを作成するなど、町民が積極的に参加できるような仕組みづくりに取り組みます。
- (2) 地域の防犯組織への参加促進を図り、防犯活動（防犯パトロールなど）を推進し、特に通学路等における子どもの安全確保に努めます。
- (3) 警察、関係機関・団体等及び町の連携強化を図り、情報の共有化に努めます。  
また、緊急時の連絡体制を充実させ、町民も含めた情報ネットワークの構築に取り組みます。
- (4) 関係機関・団体等の青色防犯パトロール活動を通じて、地域における活動の活性化を図ります。
- (5) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めながら、関係機関・団体等と連携し、地域における高齢者や障がい者等の要援護者の見守り活動を推進します。
- (6) 令和4年4月からの成年年齢引下げに伴い、10代の若年者の消費者被害が懸念されるため、家族や周囲の大人による見守りや助言など、消費者教育の強化に努めます。

## 3 環境づくりの推進

犯罪防止の取組みとしては、犯罪が発生しにくい環境づくりも必要です。道路、公園、建築物等の整備にあたっては、次のような施策を展開していきます。

- (1) 夜間における歩行者等の安全確保や犯罪の抑止を図るため計画的な防犯灯の整備に努めるとともに、各町内会で管理する防犯灯の適正な維持管理を推進します。
- (2) 道路、公園及び公共施設等においては、防犯灯による暗がり防止に取り組みます。
- (3) スーパーマーケット等の施設を管理する事業者に対し、防犯に配慮した施設管理の推進について、協力を依頼します。
- (4) 犯罪抑止力の向上を期待できる防犯カメラの適正な設置を検討します。
- (5) 管理不全空き家等においては、空き家等の適正管理に関する条例に基づく指導等により、所有者・管理者等自らによる適切な管理を促します。

#### 4 学校等における防犯対策の推進

幼児、児童及び生徒を犯罪の危険から守るため、学校、関係機関・団体及び町が連携し、次のような取組みを展開していきます。

- (1) 幼児、児童及び生徒の安全確保を図るための計画等について、現状に即しているか点検・検討、見直しなどを行うとともに、危機管理マニュアル等を作成するなど教職員等による学校等の防犯管理体制整備に努めます。
- (2) 各種の事件、事故を想定した安全教育を計画的、継続的に実施し、幼児、児童、生徒等が、防犯・防災についての知識を身につけ、安全に避難する方法等について理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるように努めます。
- (3) 幼児、児童及び生徒の安全確保を図るため、積極的に情報発信をすることにより、保護者、地域及び関係機関・団体との連携の充実に努めます。
- (4) 学校等においては、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、不審者の侵入防止に努めます。
- (5) 児童・生徒が危険を感じた際に駆け込む、「子ども110番連絡所」や「地域防犯連絡員」等との連携の充実に努めます。
- (6) 児童・生徒が日常的に通学等に利用している通学路の安全確保を図ります。  
また、学校ごとで実施している見守り隊の充実に努めます。
- (7) 地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）※を中心として、学校の安全体制を評価検討し、児童・生徒の安全確保に努めます。

※ スクールガード・リーダー

学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者です。

#### 5 子どもの健全育成と指導の推進

警察、防犯協会、青少年育成町民会議、交番連絡協議会、地域の自主防犯活動等団体及び町が互いに連携し、防犯パトロール等による街頭指導、有害環境浄化活動の推進に努めます。

### 第3節 町民の取組み

町民、地域及び関係機関・団体等が、互いに連携を深め、地域の実情にあった啓発活動を実施し、町民一人ひとりが幅広く防犯に関する知識を習得し、安全意識を高め、一体となって防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

- (1) 自分のことは自分で守ることを基本に身の回りの安全点検に努めるとともに、防犯の視点を取り入れた住まいづくりを進めます。
- (2) 各家庭での防犯意識、規範意識の向上に努めます。
- (3) インターネットや携帯電話等に関連したトラブルに巻き込まれないよう、ルールを守り責任を持って利用するよう努めます。また、児童・生徒等がインターネット等を使用する際は、保護者が関心を持ち、フィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）など適切な措置を講じるよう努めます。
- (4) SNSの利用では、個人情報流出、安易な書き込みによりトラブルや犯罪に繋がる場合があることを認識し、適正な利用と、万が一トラブルに遭ったときには被害が大きくなるうちに、家族や関係機関に相談するよう努めます。
- (5) 自分たちの地域は自分たちで守っていけるように町民相互が連携・協力し、地域内の点検を行い、地域安全マップの作成などの防犯活動の推進に努めます。
- (6) 防犯に関する講習会や研修等に積極的に参加するなど知識の習得が図られるように努めます。
- (7) 犯罪発生箇所の点検パトロールなどの地域活動への積極的参加を促進します。
- (8) 家族や周りの人が特殊詐欺等の被害に遭わないために、家庭や地域ぐるみで日ごろからコミュニケーションを図り、情報の共有や連携の推進に努めます。

### 第4節 事業者の取組み

事業者は、安全で安心して暮らせるまちづくりのために、地域住民等と一体となった地域防犯活動に取り組んでいくことが重要です。

- (1) 従業員への防犯知識の普及、意識啓発への取組みに努めます。
- (2) 防犯に配慮した施設整備を推進し、防犯防止への取組みに努めます。
- (3) 地域住民等と一体となり、犯罪防止運動が図られるように努めます。

## 第2章 交通安全施策の推進

### 第1節 現状と課題

近年、交通事故による負傷者数、死者数が減少していることを考えると、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策は、着実に成果につながっていると考えられます。一方、社会情勢や交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進していく必要があります。

交通事故の特徴としては、交差点での出会い頭事故や追突事故が多く、その主な原因は安全確認の不徹底など人的要因によるものです。この背景には、高齢者人口の割合の増加、高齢者の運転免許保有数の増加等の要因が影響しているものと考えられます。

### 第2節 町の取組み

交通安全対策をより効果的に推進するため、第1次河北町交通安全計画に基づき施策を展開していきます。(計画期間：令和3年度～令和7年度)

#### 第1次河北町交通安全計画における目標

- ①計画期間中の死者数                   ゼロ
- ②計画期間中の年間重傷者数   4人以下
- ③計画期間中の年間交通事故発生件数（人身事故）   50件以下
- ・①～③はいずれも各年1月から12月までの件数

#### 1 交通安全思想の普及徹底

交通事故を未然に防ぐためには、人間の成長過程に合わせ段階的かつ体系的な交通安全教育が重要です。また、町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことも重要です。

##### (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

###### ① 幼児に対する交通安全教育

「かもしかクラブ」(認定こども園、幼稚園)を対象にして、日常生活における交通安全に必要な技能及び知識の習得を図ります。

###### ② 小学生に対する交通安全教育

歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を交通教室などを通じ習得するとともに、各自で道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識能力の向上に努めます。

- ③ 中学生及び高校生に対する交通安全教育  
日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得するとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できる意識の向上に努めます。
  - ④ 成人に対する交通安全教育  
免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する継続的な交通安全教育の推進に努めます。
  - ⑤ 高齢者に対する交通安全教育  
加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響などを理解するとともに、関係機関・団体と連携し、参加・体験型の研修会の開催や運転適性検査器を活用した交通安全教育の推進に努めます。
  - ⑥ 障がい者に対する交通安全教育  
地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの態様、程度に応じ、きめ細かな交通安全教育の推進に努めます。
  - ⑦ 電動車いす利用者に対する交通安全教育  
電動車いす利用中の事故防止に関する広報とその利用に関する交通安全教育の推進に努めます。
  - ⑧ 外国人に対する交通安全教育  
母国との交通ルールや交通安全に対する考え方の違いを理解するなど、効果的な交通安全教育の推進に努めます。
- (2) 効果的な交通安全教育  
安全に道路を通行するために必要な技能及知識を習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を関係機関と連携し推進します。
  - (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
    - ① 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の推進  
関係機関・団体等の連携を強化し、各季の交通安全運動に取り組みます。
    - ② 交通安全運動の推進  
各季の交通安全運動や交通安全の日などを中心に、交通事故の実態に即した運動を展開するほか、交通安全町民大会を開催し、交通安全の重要性を町民に発信するとともに町民総参加による交通安全活動を推進します。
    - ③ 普及啓発活動の効果的な展開  
交通安全意識の向上を図るため関係機関・団体等が緊密な連携の下に街頭キャンペーンや積極的な広報活動を展開します。
    - ④ 横断歩行者の安全確保  
運転者に対しては、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務の周知、歩行者に対しては、横断歩道を渡ることや、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

- ⑤ シートベルト全席着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底  
すべての座席におけるシートベルトの正しい着用及びチャイルドシートの着用を推進するため、関係機関・団体が一体となり、着用の徹底を広く呼びかけます。
  - ⑥ 薄暮時におけるヘッドライトの早めの点灯及びハイビーム活用の促進  
季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、早めのヘッドライト等の点灯（自動車及び自転車の前照灯の早期点灯）及び歩行者を早めに確認できるハイビームの積極的な活用を推進します。
  - ⑦ ドライブレコーダー等の普及促進  
交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する車載機器について周知に努めます。
  - (4) 地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進
    - ① 子どもと高齢者を事故から守る地域づくりの推進  
子どもと高齢者の交通事故防止の観点から、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成や、交通安全点検、交通安全パトロールを実施するなど住民が積極的に参加できるよう取り組みます。
    - ② 高齢者の自主的な交通安全活動の促進  
交通安全専門員や関係機関による参加・体験・実践型の研修などを通じて、高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。
  - (5) 飲酒運転の撲滅  
飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知を徹底するため、職場、家庭、飲食店等での取組みを促進し、飲酒運転の追放を図ります。また、事業者等と連携しながら、ハンドルキーパー運動<sup>※</sup>の普及啓発やアルコール検知器を活用した運行前検査の励行に努めます。
- ※ 「自動車で仲間や知人と飲食店等へ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間等を送り届ける。」というもので、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」を実践する、飲酒した人にハンドルを握らせない運動
- (6) 自転車の安全利用の推進  
歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方の普及啓発の強化を図るため、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることの意識の啓発を図り、自転車用ヘルメットについて、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果の理解促進に努め、全年齢層でのヘルメット着用を促進します。また、薄暮時の早めの点灯や反射材用品等の活用を促進します。

## 2 安全運転の確保

今後大幅に増加が予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努め、また、高齢ドライバーの事故を減らすことにも繋がる運転免許証の自主返納については、町営路線バス利用料金が2年目以降も更新申請により無料で利用出来る支援制度を広く広報し、自主返納を推進します。

また、安全運転を支援するサポカー<sup>※1</sup>、サポカーS<sup>※2</sup>及び後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の周知に努めます。

※1 「セーフティ・サポートカー」のこと。衝突被害軽減ブレーキを搭載した自動車

※2 「セーフティ・サポートカーS」のこと。衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車

## 3 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも関係機関と連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、事故多発地点等で一定の事故抑止効果が確認されています。

今後は、これまでの対策に加え、子どもや高齢者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備強化を図っていきます。

### (1) 生活道路等における「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備

高齢者や障がい者等含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリーを取り入れた歩道等の整備・推進に努めます。

### (2) 交通安全施設等の整備促進

交通安全施設等総点検などにより、交通安全施設が必要と判断した箇所については、関係機関と調整を行い整備促進に努めます。

### (3) 冬期間の交差点の見通し確保

降雪・積雪の状況や交通への影響、住民からの情報提供等を勘案して、関係機関や地域と連携しながら、見通しの悪い交差点での視界確保、国県道との交差点の路面段差解消などを実施し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

### 第3節 町民の取組み

交通安全は町民の安全意識により支えられているものであり、町民自らが交通安全に関する知識を持ち安全意識を高めるとともに、関係機関・団体と連携し、交通安全活動に取り組んでいくことが必要です。

- (1) 自分の家族を交通事故から守るため、「交通安全は家庭から」の意識向上に努めます。
- (2) 自分たちの地域で、交通安全上の危険箇所を把握し、「ヒヤリ地図」の作成や交通安全施設の点検など、身の回りの事故防止活動の推進に努めます。
- (3) 町内会、老人クラブなどが開催する交通安全教室に積極的に参加し、知識の習得が図られるよう努めます。
- (4) 冬期間の歩行環境等を確保する観点から、各戸の敷地等からの雪を道路等に出さないよう努めます。
- (5) エコドライブ（やさしいアクセル操作等）の実践に努めます。
- (6) 飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない」という意識の向上に努めます。

### 第4節 事業者の取組み

事業者の交通安全確保に必要な措置を講ずるため、地域住民等と一体となった交通安全活動に取り組むことが必要です。

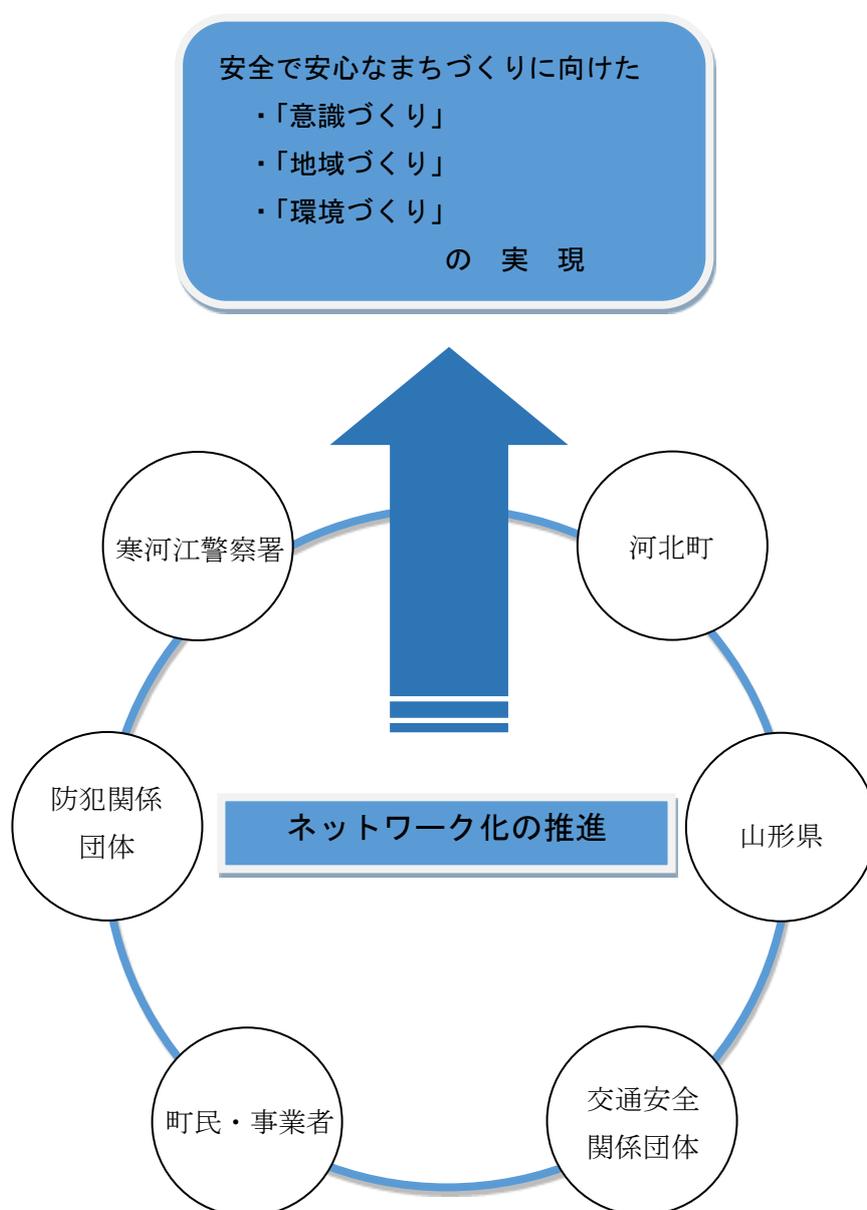
- (1) 安全運転管理者等が法定講習に積極的に参加するなど、安全運転管理体制の充実強化を図り、交通安全意識の向上が図られるよう努めます。
- (2) 従業員の交通安全講習会等への積極的参加を促し、知識の習得が図られるよう努めます。
- (3) 地域住民等と連携した交通事故防止活動の充実に努めます。
- (4) 飲酒運転を撲滅するため、アルコール検知器による運行前検査の励行に努めます。

### 第3章 計画を推進するにあたって

安全で安心して暮らせるまちづくりは、すべての町民が一体となって協働して取り組むことが重要であり、町民、事業者、警察、関係機関・団体及び町がそれぞれ相互に連携、協力しながら、一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

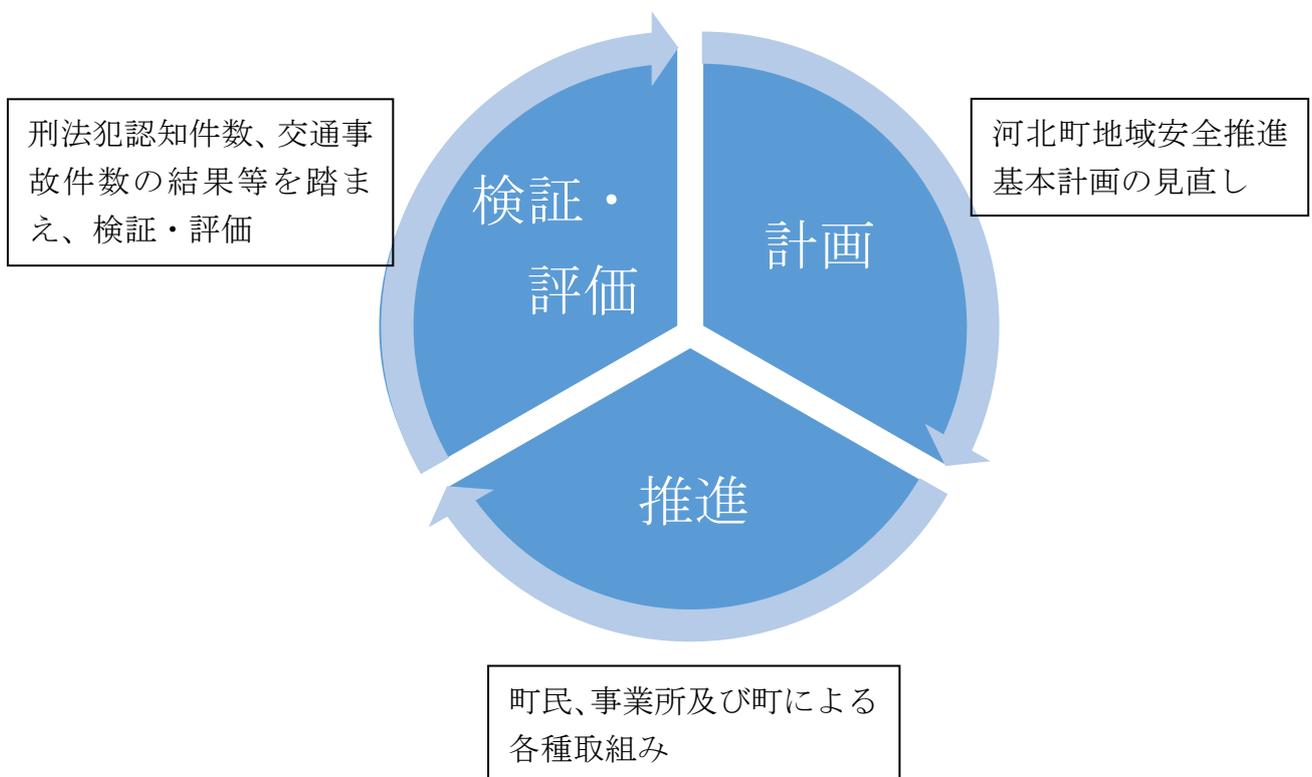
その推進のため、町民・事業者・関係機関などの意見を取入れて、安全で安心なまちづくりに向けた「意識」「地域」「環境」づくりに努めます。

#### 町民・事業者・関係機関等との連携による推進体制



第4章 計画の推進・評価

この計画により、町民、事業所及び町が連携するとともに、それぞれが防犯や交通安全活動を推進し、刑法犯認知件数、交通事故件数の減少を目指すため、「安全で安心なまちづくり」に向けて、継続して活動を推進する必要があります。そのため、刑法犯認知件数、交通事故件数の結果を踏まえた検証・評価について、その客観性を確保するために地域安全連絡協議会に諮り、今後の活動に反映させて本計画の推進を確実にものにします。



## 河北町地域安全条例（平成18年3月17日条例第3号）

### （目的）

第1条 この条例は、町民の安全に対する意識を高揚し、地域における安全活動を推進することにより、犯罪や交通事故等を未然に防止し、もって町民の安全で住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

### （推進事項）

第2条 町民の安全で住みよい社会の実現のために、「河北町オール安全都市宣言」を基本理念として、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 犯罪の防止に関すること
- (2) 暴力のない明るいまちづくりに関すること
- (3) 交通安全の推進に関すること
- (4) 子どもの安全確保に関すること
- (5) 青少年の健全育成に関すること
- (6) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

### （町の責務）

第3条 町は、町民、事業者、関係団体の自主的な防犯・交通事故防止活動を支援するとともに、広報啓発活動を推進し、地域の安全に配慮した環境の整備に努めるものとする。

2 町は、前項の施策を実施するにあたっては、町民、事業者、関係行政機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図りながら推進するものとする。

### （町民の責務）

第4条 町民は、自らの生活の安全確保及び地域における安全活動の推進に努めるとともに、町及び関係機関等が実施する安全に関する施策に協力するものとする。

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、安全なまちづくりに係る自主的な活動に努めるとともに、町及び関係機関等が実施する安全に関する施策に協力するものとする。

### （地域安全連絡協議会の設置）

第6条 町が実施する町民の地域安全に関する施策を効果的に推進する基本的事項を協議するため、河北町地域安全連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、15人以内とし、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(基本計画の策定)

第7条 町長は、安全なまちづくり等に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、地域安全連絡協議会に諮るものとする。
- 3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

河北町地域安全連絡協議会設置規則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 12 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、河北町地域安全条例（平成 18 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、河北町地域安全連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第 2 条 条例第 6 条第 2 項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 防犯関係団体の代表者
- (2) 交通安全関係団体の代表者
- (3) 学校、関係行政機関の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第 3 条 協議会の会長は、町長をもつて充てる。

2 協議会に委員の互選による副会長を置く。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 5 条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

（補則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 河北町地域安全推進基本計画策定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河北町地域安全推進基本計画の策定を行う河北町地域安全推進基本計画策定会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 河北町地域安全推進基本計画を策定するため、河北町地域安全推進基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 河北町地域安全推進基本計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関し必要なこと

(組織)

第4条 策定会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第5条 策定会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局を総務課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (策定会議委員名簿)

番号	役職名	職 名
1	会 長	副 町 長
2	委 員	総務課長
3	〃	企画財政課長
4	〃	まちづくり推進課長
5	〃	健康福祉課長
6	〃	都市整備課長
7	〃	学校教育課長
8	〃	生涯学習課長
9	〃	総務課主幹